石川会計事務所

NEWSLETTER

企業の成長を加速させる「あなたのベストパートナー」

2026年 6月号

~税務関連~

【6月30日提出〆】「財産債務調書」に要注意！自社株の再確認を

今年6月30日は令和7年分「財産債務調書」の提出期限です。
「自分には関係ない」と思われがちですが、実は令和5年分から制度が改正されました。
知らずに提出義務者に該当しているかもしれません。「自社株」の存在は盲点になりがちです。

提出が必要なのはどんな人？

今回、提出が必要なのは、次のⅠかⅡに当てはまる個人です。

Ⅰ．次の１にも2にも当てはまる人
１．令和7年分の所得合計（退職所得を除く）が2,000万円超だった
２．令和7年12月31日時点で3億円以上の財産があったか、1億円以上の株式等があった

Ⅱ．令和7年12月31日時点で10億円以上の財産があった人

令和4年分まで「所得が2,000万円超」かつ「財産が3億円以上など」の人だけに提出義務がありました。
しかし現在は「所得額に関係なく、保有財産の合計が10億円以上」の人も提出義務があります。

つまり、役員報酬が0円でも保有財産が10億円以上なら、調書を提出しなくてはなりません。

「自社株の評価額」に注意

「個人の預金や不動産を合わせても、そんな金額にはならない」。
こう安心している方は、ご注意を。この「財産」「株式等」には、自社株が含まれます。

業績が好調な会社や長年利益を蓄積してきた会社だと、自社株の評価額が数億円から十数億円になっている可能性があります。
「1億円」「3億円」「10億円」それぞれの壁を本当に超えていないか、再確認するといいでしょう。

提出すれば「アメ」が、提出なければ「ムチ」が来る

財産債務調書の提出の有無は、後々の加算税に影響します。

期限内に正しく提出すれば、調書記載の財産債務につき所得税・相続税での申告もれがあっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。逆に「期限内提出をしない」「財産債務の記載もれがあった」場合、この財産債務につき所得税の申告もれが発生すると、過少申告加算税等が5%加重されます。

自社株含め、財産評価一つで提出の要否が変わります。「ウチは関係ない」と決めつけず、所有の財産の評価額をあらためて確認することをお勧めします。

発行責任者：
石川会計事務所　石川 厚